

むつ市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度
財政援助団体等監査(財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
を執行したので、同条第9項の規定により別紙のとおりその
結果を公表する。

令和4年3月22日

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人

むつ市監査委員 佐々木 肇

令和3年度

財政援助団体等監査

(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

結果報告書

むつ市監査委員

令和3年度財政援助団体等監査結果
(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

1. 監査の対象

団 体	対象補助金・交付金・施設	所管部局
〈財政援助団体〉 下北地方森林組合	むつ市森林整備地域活動支援交付金	経 済 部 生産者支援課
〈財政援助団体〉 むつ市田名部北地区 民生委員児童委員協議会 むつ市田名部南地区 民生委員児童委員協議会 むつ市大湊地区 民生委員児童委員協議会 むつ市川内地区 民生委員児童委員協議会 むつ市大畑地区 民生委員児童委員協議会 むつ市脇野沢地区 民生委員児童委員協議会	むつ市民生委員児童委員協議会事業費 補助金	福 祉 部 福祉政策課
〈指定管理者〉 一般社団法人 むつ市脇野沢農業振興公社	脇野沢瀬野牧野、滝山牧野、源藤城牧野 むつ市営瀬野畜舎、滝山畜舎、源藤城畜舎 むつ市脇野沢鯛島の館、体験農園 むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱒の里 むつ市脇野沢野営場	経 済 部 生産者支援課 観光戦略課

2. 監査の期間

令和3年12月1日から令和4年3月14日まで

3. 監査の範囲

令和2年度の執行状況について

(必要に応じ令和3年度の計画の執行状況を含む。)

4. 監査の着眼点

[財政援助団体監査]

【所管部局】

- (1) 財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金・交付金の交付目的及び補助・交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金・交付金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金・交付金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金・交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

- (6) 補助金・交付金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金・交付金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【財政援助団体】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金・交付金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 補助金・交付金交付申請書の提出及び補助金・交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金・交付金が補助・交付対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金・交付金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

[公の施設の指定管理者監査]

【所管部局】

- (1) 指定管理者の指定に係る条例等の根拠は、整備されているか。
- (2) 指定管理者の指定の手續は、適正に行われているか。
- (3) 管理に関する基本協定が締結され、かつ、その内容は適正であるか。
- (4) 協定書等には、必要事項が記載され、また、その内容は条例等で定めた範囲を超えていないか。
- (5) 管理に関する経費算定、支出方法、時期及び手續等は適正に行われているか。
- (6) 事業計画書の点検は、適切に行われているか。
- (7) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- (8) 指定管理者に対して報告を求め、調査及び指示等は、適切に行われているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金設定の手續及び取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 利用促進のため、どのような措置を講じているか。
- (5) 指定管理に係る収支会計経理は、適正に処理されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿への記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は、適切に行われているか。
- (7) 管理規程、経理規程等は整備されているか。

5. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に応じ実地による監査を実施した。

6. 監査結果

監査対象の補助金・交付金及び指定管理施設は、いずれも概ね適正に処理、管理・運営されていた。

しかしながら、一部の事務処理等において、改善を要する事項が見受けられたことから、適正に処理するよう望む。

なお、個別の監査結果の詳細は、次のとおりである。

下北地方森林組合
(財政援助団体)

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

下北地方森林組合
代表理事 森川 石勝
むつ市金谷一丁目2番32号

(2) 設立年月日

平成9年10月1日

(3) 設立目的

組合員が協同して、その経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。

(4) 組織構成

代表理事1名、副組合長理事1名、理事10名、代表監事1名、監事2名
職員26名（うち本交付金事業に係る専任職員数1名）

(5) 実施事業

販売事業、素材生産事業、森林整備事業

2. 交付金の内容

(1) 交付金の名称及び金額

むつ市森林整備地域活動支援交付金 988,000円

(2) 交付目的

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画の作成を通じた計画的かつ適切な森林整備を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

① 実施期間

令和2年8月7日～令和3年1月28日

② 業務内容

戸別訪問、森林経営委託契約締結、現地踏査、境界確認、資料作成等

③ 森林経営計画の合意形成が図られた森林

・むつ市大字田名部字杉ノ木	9件	8.28ヘクタール
・むつ市大字田名部字頭梨子	6件	8.81ヘクタール
・むつ市大字田名部字矢立山	7件	9.16ヘクタール

合 計 22件 26.25ヘクタール

3. 収支状況（市交付金に係る経費のみ）

《令和2年8月7日から令和3年1月28日まで》

（単位：円）

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市交付金	2,280,000	988,000	△1,292,000	
	自己資金	0	17,088	17,088	
	合 計	2,280,000	1,005,088	△1,274,912	
支 出	事 業 費	2,280,000	1,005,088	△1,274,912	人件費
	合 計	2,280,000	1,005,088	△1,274,912	
収支差額		0	0	0	

4. 監査結果

交付金を活用しての事業執行は適正に行われており、青森県一の森林面積を有する当地域において、森林環境の整備が順調に推移しているものと認められた。

令和2年度で当該交付金事業は終了となるが、今後は森林環境譲与税の活用などにより、地球環境負荷の軽減、SDGsへの貢献として注目される森林産業が発展し、日本一の青い森が形成されることを期待する。

なお、交付金の申請・決定の事務処理において、一部改善を要する事項がみられたことから、適正に処理するよう望む。

改善を求める事項

【所管部局関係】

- ・ 交付決定に際し、交付金の額は、交付要綱に沿って対象経費の全額と交付単価に基づき算定した額を比較した上で、そのいずれか少ない額とすべきところを、申請書の総事業費に、単に交付上限額を記載させ、事業費総額の内容の記載がないまま交付決定をしていた。

【財政援助団体関係】

な し

むつ市田名部北地区民生委員児童委員協議会
むつ市田名部南地区民生委員児童委員協議会
むつ市大湊地区民生委員児童委員協議会
むつ市川内地区民生委員児童委員協議会
むつ市大畑地区民生委員児童委員協議会
むつ市脇野沢地区民生委員児童委員協議会

(財政援助団体)

むつ市田名部北地区民生委員児童委員協議会

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

むつ市田名部北地区民生委員児童委員協議会

会長 福嶋 雄次郎

むつ市中央一丁目8番1号

(2) 設立年月日

昭和44年4月1日

(3) 設立目的

民生委員法第20条の規定により民生委員協議会を組織しており、民生委員がその職務の遂行を円滑にし、協力を通じてお互いが向上することを目的とする。

(4) 組織構成

会長1名、副会長2名、監事2名、会員33名

(5) 実施事業

- ① 民生委員法第14条、児童福祉法第17条の規定による活動
- ② 地域に暮らす方々の相談相手
- ③ 子育て世帯及び児童の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ④ 高齢者の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ⑤ 社会的課題に対して、地域住民や行政等と連携を図る

2. 補助金の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市民生委員児童委員協議会事業費補助金 2,377,754円

(2) 補助目的

民生委員及び児童委員が担当する、市内各地域での福祉活動及び支援技術の向上を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

- ・定例会 11回開催
- ・街頭指導 33日参加
- ・春休み、夏休み、冬休み特別街頭指導 4日参加
- ・ATM集中警戒パトロール 6日参加
- ・むつ市赤十字奉仕団献血PR事業 2日参加
- ・ひきこもりサポーター養成講座ほか各種研修会、セミナー等への参加

3. 収支状況（市補助金に係る経費のみ）

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

（単位：円）

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市補助金	2,631,540	2,631,540	0	委員37名
	交付金	0	84,000	84,000	むつ市社会福祉協議会より
	雑収入	0	0	0	
	合 計	2,631,540	2,715,540	84,000	
支 出	事業費	75,000	40,510	△34,490	研修会出席費用等
	活動費	2,175,600	2,058,600	△117,000	委員活動日当等
	負担金	303,850	296,050	△7,800	市民児協年会費等
	会議費	10,496	0	△10,496	
	事務費	66,594	66,594	0	委員手帳代等
	予備費	0	0	0	
	合 計	2,631,540	2,461,754	△169,786	
収支差額		0	253,786	253,786	

※収支差額253,786円は、令和3年4月26日返還済

むつ市田名部南地区民生委員児童委員協議会

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

むつ市田名部南地区民生委員児童委員協議会
 会長 二本柳 孝
 むつ市中央一丁目8番1号

(2) 設立年月日

昭和44年4月1日

(3) 設立目的

民生委員法第20条の規定により民生委員協議会を組織しており、民生委員がその職務の遂行を円滑にし、協力を通じてお互いが向上することを目的とする。

(4) 組織構成

会長1名、副会長2名、監事2名、会員32名

(5) 実施事業

- ① 民生委員法第14条、児童福祉法第17条の規定による活動
- ② 地域に暮らす方々の相談相手
- ③ 子育て世帯及び児童の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ④ 高齢者の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ⑤ 社会的課題に対して、地域住民や行政等と連携を図る

2. 補助金の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市民生委員児童委員協議会事業費補助金 2,182,653円

(2) 補助目的

民生委員及び児童委員が担当する、市内各地域での福祉活動及び支援技術の向上を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

- ・定例会 11回開催
- ・街頭指導 2日参加
- ・冬休み特別街頭指導 2日参加
- ・ふれあい福祉バザール、福祉なんでも相談コーナー 4日参加
- ・安全・安心まちづくり青森県民大会ほか各種研修会、講座等への参加

3. 収支状況（市補助金に係る経費のみ）

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

（単位：円）

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市補助金	2,563,240	2,563,240	0	委員36名
	交付金	0	81,600	81,600	むつ市社会福祉協議会より
	雑収入	0	10	10	預金利息
	合 計	2,563,240	2,644,850	81,610	
支 出	事業費	116,733	116,733	0	
	活動費	2,116,800	1,827,300	△289,500	委員活動日当等
	負担金	287,627	278,150	△9,477	市民児協年会費等
	会議費	3,000	3,000	0	
	事務費	39,080	39,080	0	委員手帳代等
	予備費	0	0	0	
	合 計	2,563,240	2,264,263	△298,977	
収支差額		0	380,587	380,587	

※収支差額380,587円は、令和3年4月26日返還済

むつ市大湊地区民生委員児童委員協議会

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

むつ市大湊地区民生委員児童委員協議会
会長 菊池 三千郎
むつ市中央一丁目8番1号

(2) 設立年月日

昭和44年4月1日

(3) 設立目的

民生委員法第20条の規定により民生委員協議会を組織しており、民生委員がその職務の遂行を円滑にし、協力を通じてお互いが向上することを目的とする。

(4) 組織構成

会長1名、副会長2名、監事2名、会員30名

(5) 実施事業

- ① 民生委員法第14条、児童福祉法第17条の規定による活動
- ② 地域に暮らす方々の相談相手
- ③ 子育て世帯及び児童の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ④ 高齢者の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ⑤ 社会的課題に対して、地域住民や行政等と連携を図る

2. 補助金の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市民生委員児童委員協議会事業費補助金 2,209,570円

(2) 補助目的

民生委員及び児童委員が担当する、市内各地域での福祉活動及び支援技術の向上を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

- ・定例会 12回開催
- ・校門あいさつ運動 7日実施
- ・児童公園遊具調査活動 1日実施
- ・中堅民生児童委員研修ほか各種研修会、講座等への参加

3. 収支状況（市補助金に係る経費のみ）

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

（単位：円）

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市補助金	2,426,640	2,426,640	0	委員34名
	交 付 金	0	76,800	76,800	むつ市社会福祉協議会より
	雑 収 入	0	11	11	預金利息
	合 計	2,426,640	2,503,451	76,811	
支 出	事 業 費	75,000	74,241	△759	研修会出席費用等
	活 動 費	1,999,200	1,869,800	△129,400	委員活動日当等
	負 担 金	282,000	271,900	△10,100	市民児協年会費等
	会 議 費	27,000	27,000	0	会場費
	事 務 費	43,440	43,440	0	委員手帳代等
	予 備 費	0	0	0	
	合 計	2,426,640	2,286,381	△140,259	
収 支 差 額		0	217,070	217,070	

※収支差額217,070円は、令和3年4月27日返還済

むつ市川内地区民生委員児童委員協議会

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

むつ市川内地区民生委員児童委員協議会
 会長 岩本 哲男
 むつ市川内町川内477番地

(2) 設立年月日

平成17年3月14日

(3) 設立目的

民生委員・児童委員活動の円滑化及び活動技術の向上並びに関係機関等との連絡調整を図ることを目的とする。

(4) 組織構成

会長1名、副会長2名、監事2名、会員19名

(5) 実施事業

- ① 民生委員法第14条、児童福祉法第17条の規定による活動
- ② 地域に暮らす方々の相談相手
- ③ 子育て世帯及び児童の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ④ 高齢者の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ⑤ 社会的課題に対して、地域住民や行政等と連携を図る

2. 補助金の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市民生委員児童委員協議会事業費補助金 1, 227, 466円

(2) 補助目的

民生委員及び児童委員が担当する、市内各地域での福祉活動及び支援技術の向上等を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

- ・定例会 7回開催

3. 収支状況（市補助金に係る経費のみ）

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

(単位：円)

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市補助金	1,403,700	1,403,700	0	委員19名
	雑収入	5	7	2	預金利息
	交付金	0	40,800	40,800	むつ市社会福祉協議会より
	繰越金	133,816	133,816	0	
	合 計	1,537,521	1,578,323	40,802	
支 出	事業費	71,800	10,070	△61,730	委員手帳代
	活動費	1,174,200	1,074,500	△99,700	委員活動日当等
	負担金	162,350	157,950	△4,400	市民児協年会費等
	会議費	35,000	6,960	△28,040	会議等お茶代
	事務費	15,000	18,793	3,793	事務用品代等
	予備費	79,171	0	△79,171	
	合 計	1,537,521	1,268,273	△269,248	
収支差額		0	310,050	310,050	

※収支差額から繰越金を控除した額176,234円は、令和3年5月19日返還済

むつ市大畑地区民生委員児童委員協議会

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

むつ市大畑地区民生委員児童委員協議会

会長 木村 和男

むつ市大畑町伊勢堂1番地1

(2) 設立年月日

昭和47年12月1日

(3) 設立目的

民生委員法第20条の規定により民生委員協議会を組織しており、民生委員がその職務の遂行を円滑にし、協力を通じてお互いが向上することを目的とする。

(4) 組織構成

会長1名、副会長2名、監事2名、会員26名

(5) 実施事業

- ① 民生委員法第14条、児童福祉法第17条の規定による活動
- ② 地域に暮らす方々の相談相手
- ③ 子育て世帯及び児童の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ④ 高齢者の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ⑤ 社会的課題に対して、地域住民や行政等と連携を図る

2. 補助金の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市民生委員児童委員協議会事業費補助金 1,880,920円

(2) 補助目的

民生委員及び児童委員が担当する、市内各地域での福祉活動及び支援技術の向上を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

- ・定例会 10回開催
- ・児童・生徒の下校時見守り活動 通年実施
- ・ひこもりサポーター養成講習ほか各種大会、講座等への参加

3. 収支状況（市補助金に係る経費のみ）

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

（単位：円）

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市補助金	1,880,920	1,880,920	0	委員26名
	交付金	57,600	57,600	0	むつ市社会福祉協議会より
	自己資金	28,180	15,910	△12,270	
	合 計	1,966,700	1,954,430	△12,270	
支 出	事業費	100,000	67,829	△32,171	各種研修費
	活動費	1,518,400	1,574,000	55,600	委員活動日当等
	会議費	50,000	40,607	△9,393	各種会議費用
	負担金	218,300	218,300	0	市民児協年会費等
	事務費	40,000	16,694	△23,306	委員手帳代等
	費用弁償	15,000	35,000	20,000	会計事務費用弁償
	交際費	25,000	2,000	△23,000	各種催事祝儀等
	合 計	1,966,700	1,954,430	△12,270	
収支差額		0	0	0	

むつ市脇野沢地区民生委員児童委員協議会

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

むつ市脇野沢地区民生委員児童委員協議会
 会長 安田 祥導
 むつ市脇野沢渡向107番地1

(2) 設立年月日

昭和21年10月1日

(3) 設立目的

民生委員法第20条の規定により民生委員協議会を組織しており、民生委員がその職務の遂行を円滑にし、協力を通じてお互いが向上することを目的とする。

(4) 組織構成

会長1名、副会長1名、監事2名、会員7名

(5) 実施事業

- ① 民生委員法第14条、児童福祉法第17条の規定による活動
- ② 地域に暮らす方々の相談相手
- ③ 子育て世帯及び児童の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ④ 高齢者の見守り（虐待、困窮、防犯）
- ⑤ 社会的課題に対して、地域住民や行政等と連携を図る

2. 補助金の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市民生委員児童委員協議会事業費補助金 585,320円

(2) 補助目的

民生委員及び児童委員が担当する、市内各地域での福祉活動及び支援技術の向上を図ることを目的とする。

(3) 令和2年度事業実施内容

- ・定例会 11回開催
- ・単身高齢者の支援（救急搬送、入院） 2回実施
- ・相談技法研修会ほか各種研修会、講習会等への参加

3. 収支状況（市補助金に係る経費のみ）

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

（単位：円）

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収 入	市補助金	585,320	585,320	0	委員7名
	自己資金	23,884	23,399	△485	
	交付金	0	14,400	14,400	むつ市社会福祉協議会より
	雑収入	6	2	△4	預金利息
	合 計	609,210	623,121	13,911	
支 出	事業費	110,000	109,531	△469	研修会等参加費
	活動費	427,140	433,030	5,890	委員活動日当等
	負担金	59,350	59,350	0	市民児協年会費等
	会議費	3,000	0	△3,000	
	事務費	9,720	21,210	11,490	委員手帳代等
	合 計	609,210	623,121	13,911	
収支差額		0	0	0	

4. 監査結果

補助金を活用しての事業執行は各地区において適正に行われており、地域住民と行政の橋渡し役として、委員の皆様が日々活動されているものと認められた。

コロナ禍において活動内容に制限がある中ではあるが、長引く経済不況による格差の拡大、少子高齢化による独居老人の増加等により、住民からの相談・要望も増えてきていることと認識しており、委員の欠員解消に向けた取り組みを継続しつつ、社会福祉増進のため今後も活躍されることを期待する。

なお、各団体の会計事務において、一部改善を要する事項がみられたことから、適正に処理するよう望む。

改善を求める事項

【所管部局関係】

- ・ 各団体の活動実施期間は4月1日開始となっているが、交付要綱において補助金の交付申請期限が明確に定められておらず、申請が遅れるほど団体の自己資金で活動経費を立て替える期間が長くなる状態となっていた。
- ・ 各交付団体における会計事務において、一部に適性を欠く部分が見受けられた。委員が立て替え払いをした際の取扱いなど現金の出納・管理に係る基準を整備し、交付団体への指導を検討されたい。

【財政援助団体関係】

○大畑地区民生委員児童委員協議会

- ・ 通帳からは、支出調書で決裁した金額ではなく概算で出金されており、出納簿との不一致や未記載が多数あったほか、会議や研修等に係る委員への日当、交通費及び昼食代について、領収印が全くなく支払った確証がなかった。

一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社

(指定管理者)

市営牧野施設及び脇野沢家畜管理施設
脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設
脇野沢リフレッシュセンター及び野営場施設

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社
理事長 二本柳 茂
むつ市脇野沢七引201番地5

(2) 設立年月日

平成8年3月29日

(3) 組織構成

代表理事1名、理事5名、監事2名
職員7名（うち、施設管理に係る専任職員数6名）

2. 施設の概要（設置目的、名称、所在地）

(1) 牧野施設

畜産の振興を図るとともに市民生活の向上に資する。

- ①脇野沢瀬野牧野：むつ市脇野沢黒岩地内、むつ市脇野沢源藤城国有林地内
- ②脇野沢滝山牧野：むつ市脇野沢源藤城国有林地内
- ③脇野沢源藤城牧野：むつ市脇野沢源藤城国有林地内

(2) 家畜管理施設

畜産の振興を図る。

- ①むつ市営瀬野畜舎：むつ市脇野沢瀬野川目248番地3
- ②むつ市営滝山畜舎：むつ市脇野沢七引201番地112
- ③むつ市営源藤城畜舎：むつ市脇野沢源藤城204番地172

(3) 畜産流通加工施設及び農村活性化施設

畜産物の加工、販売を一貫して行うことにより、地域の特性を生かした商品の開発と販路の拡大を図るとともに、農作業を通して農業に対する理解を深め、もって畜産振興及び地域活性化に資する。

- ①むつ市わきのさわ鯛島の館：むつ市脇野沢七引201番地5
- ②むつ市脇野沢体験農園：むつ市脇野沢七引107番地

(4) リフレッシュセンター

地域の恵まれた自然、産物及び文化等の資源を活かし、体験学習の機会を提供することによって、都市との交流を図り、もって地域の活性化を推進する。

- ①むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里：むつ市脇野沢七引146番地

(5) 野営場施設

旅行者及び住民に対する余暇活動の場を提供し、健全なる野外活動を通して健康の増進と福祉の向上に資する。

- ①むつ市脇野沢野営場：むつ市脇野沢七引地内

3. 指定の期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日まで（3年間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4. 管理業務の概要

(1) 管理業務の範囲

①牧野施設

- ア 指定牧野の使用の許可及び許可の取消しに関する業務
- イ 指定牧野の施設等の維持管理に関する業務
- ウ 指定牧野に放牧された家畜に関する業務
- エ 草生の生育を阻害する雑草及び雑灌木の除去に関する業務
- オ その他指定牧野の管理に関する業務

②家畜管理施設

- ア 家畜管理施設の使用の許可及び使用に関する業務
- イ 家畜管理施設の維持管理に関する業務
- ウ その他家畜管理施設の管理に関する業務

③畜産流通加工施設及び農村活性化施設

- ア 農産物の加工、開発及び販売に関すること
- イ 農業研究施設の提供に関すること
- ウ 流通加工施設等の施設、設備等の管理に関する業務
- エ その他流通加工施設等の設置の目的を達成するために必要な業務及び流通加工施設等の管理に関する業務

④リフレッシュセンター

- ア 地域の資源を活用し、体験学習を通して地域住民の活性化を推進する事業に関すること
- イ リフレッシュセンターの施設の提供に関すること
- ウ リフレッシュセンターの施設、設備等の維持管理に関すること
- エ その他リフレッシュセンターの設置の目的を達成するために必要な業務及びリフレッシュセンターの管理に関する業務

⑤野営場施設

- ア 旅行者及び住民の余暇活動の場の提供に関すること
- イ 野営場の施設の提供及び管理運営に関すること
- ウ 野営場の施設、設備等の維持管理に関すること
- エ 野営場の清掃その他環境整備に関すること
- オ その他野営場の設置の目的を達成するために必要な業務及び野営場の管理に関する業務

(2) 管理に係る協定

- むつ市牧野施設等の管理に関する基本協定 (平成30年4月1日締結)
- むつ市牧野施設等の管理に関する基本協定 (令和3年4月1日締結)
- むつ市牧野施設等の管理に関する年度協定 (令和2年4月1日締結)
- むつ市牧野施設等の管理に関する年度協定 (令和3年4月1日締結)

(3) 施設の利用状況

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

①牧野施設

施設名	放牧頭数	利用料金
瀬野牧野	0頭	0円
滝山牧野	0頭	0円
源藤城牧野	0頭	0円

②家畜管理施設

施設名	延べ利用頭数	利用料金
瀬野畜舎	10,319頭	162,380円
滝山畜舎	6,753頭	282,900円
源藤城畜舎	0頭	0円

③畜産流通加工施設及び農村活性化施設

施設名	利用人数	利用料金
鯛島の館 (ホール)	2,856人	0円
食肉加工室	53人	0円
農産品加工研究室	29人	0円
会議室・研修室	56人	0円
体験農園	20人	0円

④リフレッシュセンター

施設名	利用人数	利用料金
リフレッシュセンター鱒の里	9,370人	0円
調理実習室	0人	0円
会議室	0人	0円

⑤野営場施設

施設名	利用人数	利用料金
バンガロー	0人	0円
付属設備 (コンロ)	0人	0円

(4) 収支状況

《令和2年4月1日から令和3年3月31日まで》

① 市営牧野施設及び脇野沢家畜管理施設

(単位：円)

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収	利 用 料	400,000	445,280	45,280	
	牧 野	0	0	0	
	牛 舎	400,000	445,280	45,280	瀬野、滝山
入	指定管理料	2,961,000	2,961,000	0	
	合 計	3,361,000	3,406,280	45,280	
支	資 材 費	100,000	0	△100,000	
	支払手数料	50,000	31,120	△18,880	送金手数料
	通 信 費	75,000	66,236	△8,764	電話料
	燃 料 費	350,000	182,079	△167,921	軽油等
	水道光熱費	720,000	574,588	△145,412	電気、水道
	保 險 料	300,000	215,440	△84,560	トラクター、 エクストレイル
	消 耗 品 費	1,000,000	443,067	△556,933	バッテリー等
	修 繕 費	570,000	639,722	69,722	ロータリーガラス 修理等
	租 税 公 課	126,000	78,600	△47,400	印紙、重量税
	環境衛生費	60,000	49,981	△10,019	浄化槽保守点検
	施設保安費	10,000	8,800	△1,200	消防設備点検
	合 計	3,361,000	2,289,633	△1,071,367	
	収 支 差 額		0	1,116,647	1,116,647

② 脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設

(単位：円)

項 目		予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
収	利 用 料	0	0	0	
	研修室	0	0	0	
	会議室	0	0	0	
入	指定管理料	7,583,000	7,583,000	0	
	受 取 利 息	0	146	146	預金利息
	合 計	7,583,000	7,583,146	146	
	臨時雇賃金	3,426,000	3,560,220	134,220	
	法定福利費	580,000	561,866	△18,134	社会保険料等
	福利厚生費	16,000	15,070	△930	健康診断料
	燃 料 費	255,000	254,281	△719	灯油、ガソリン等
	支払手数料	30,000	36,956	6,956	送金手数料等

支 出	資材費	56,000	0	△56,000	
	通信費	140,000	298,571	158,571	電話、PC回線等
	水道光熱費	1,800,000	1,463,832	△336,168	電気、ガス、水道
	賃借料	76,000	75,240	△760	ユウセン聴取料
	消耗品費	500,000	579,310	79,310	清掃、事務用品等
	修繕費	100,000	33,484	△66,516	冷凍庫修理
	租税公課	20,000	1,800	△18,200	納税証明書等
	環境衛生費	165,000	162,628	△2,372	浄化槽保守点検
	施設保安費	400,000	389,114	△10,886	電気設備等保守点検
	リース料	19,000	18,308	△692	コピー機
	合計	7,583,000	7,450,680	△132,320	
収支差額		0	132,466	132,466	

③ 脇野沢リフレッシュセンター及び野営場

(単位：円)

項目		予算額	決算額	増減	備考
収	利用料	600,000	0	△600,000	
	鱒の里 野営場	0 600,000	0 0	0 △600,000	
入	指定管理料	6,566,000	6,566,000	0	
	雑収入	0	44,000	44,000	閉館協力金
	合計	7,166,000	6,610,000	△556,000	
支 出	臨時雇賃金	3,817,000	3,814,015	△2,985	
	法定福利費	247,000	248,348	1,348	社会保険料等
	福利厚生費	31,000	30,140	△860	健康診断料
	通信費	150,000	106,162	△43,838	電話、PC回線
	支払手数料	57,000	60,529	3,529	クリーニング、 送金手数料
	諸会費	85,000	85,000	0	道の駅関連
	燃料費	158,000	100,013	△57,987	灯油代等
	水道光熱費	1,000,000	1,002,412	2,412	電気、ガス、水道
	賃借料	50,000	42,350	△7,650	ユウセン聴取料
	消耗品費	470,000	317,483	△152,517	清掃、事務用品等
	修繕費	250,000	0	△250,000	
	資材費	31,000	0	△31,000	
	租税公課	0	0	0	
	環境衛生費	620,000	560,959	△59,041	浄化槽保守点検
	施設保安費	200,000	155,100	△44,900	消防設備保守点検
合計	7,166,000	6,522,511	△643,489		
収支差額		0	87,489	87,489	

5. 監査結果

指定管理業務については、各施設において適正に管理・運営が行われているものと認められた。

コロナ禍で人的交流が制限される厳しい状況下であり、リフレッシュセンター鱒の里の令和2年度入館者数は、令和元年度と比較して8,687人、48.1パーセントの減少となったが、今後においてはアンケート等の実施により利用者の声を聞き、集客数の回復に活かされることを期待する。

また、ソバやミョウガの育成のほか、イノシシに替わる国産牛の肥育の取り組みが順調に推移しており公社の経営改善に繋がることから、施設の査察をした滝山畜舎の老朽化については、事業実施に支障を来さぬよう適時適切な補修等に努めていただきたい。

なお、基本協定での取り決め事項が一部遵守されていないなど、改善を要する事項がみられたことから、適正に処理するよう望む。

改善を求める事項

【所管部局関係】

- ・ 畜産流通加工施設及び農村活性化施設の「鯛島の館」に『食肉加工室』及び『農産品加工研究室』があり利用に供されているが、条例に規定がなく使用料が定められていなかった。

- ・ リフレッシュセンター鱒の里において、自主事業として物産販売事業が実施されているが、指定管理者に対し期日を指定して事業計画書を提出するよう通知をしておらず、そのため、事業計画書が未提出となっており、書面による承認の手続きがなされていなかった。

また、事業報告書の提出も求めておらず実施状況等の点検を行っていなかった。

- ・ 指定管理者の会計事務において、ゆうちょ銀行の口座で支出の管理をしているが、この通帳に指定管理業務以外の支払分も混在して記帳されていた。

支出に係る会計処理が明確に区分されておらず、指定管理業務に固有の銀行口座を開設するよう、指定管理者に対し指導がされていなかった。

【指定管理者関係】

- ・ リフレッシュセンター鱒の里において、自主事業として物産販売事業を実施しているが、事業計画書を提出しておらず、市の承認を得ずに実施していた。

また、事業の収支状況等についても、市へ事業報告書を提出していなかった。

- ・ 十和田おいらせ農協の口座で指定管理に係る収入を管理し、ゆうちょ銀行の口座で支出の管理をしているが、ゆうちょ銀行の通帳に指定管理業務以外の支払分も混在して記帳されており、支出に係る会計処理が明確に区分されていなかった。